答　申　第　44号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和２年　５月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

答申第 44 号

答　　申

1　審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2　審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が平成 31 年 2 月 18 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「三重県の特定動物許可台帳」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が平成 31 年 3 月 4 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）の取消しを求めるものである。

3　本件対象公文書及び本件非開示部分について

本件審査請求の対象となっている公文書は、平成 31 年 2 月 18 日時点の、三重県における特定動物許可台帳である。そして、本件対象公文書において実施機関が非開示とした情報は、特定動物許可台帳のうち、「申請者氏名」、「申請事業者名」及び「特定飼養施設の所在地」（以下「本件非開示部分」という。）である。

4　審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

特定動物許可台帳に掲載されている本件非開示部分の個人の情報は、条例第 7 条第 2 号ただし書きロ「人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するはずである。

また、法人における本件非開示部分は、条例第 7 条第 3 号ただし書きイ「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するはずであり、特に展示目的の飼養・保管施設の所在地を開示することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害する可能性があるとは認められない。

5　実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

今回部分開示とした特定動物許可台帳は、特定動物の飼養・保管が目的の許可台帳であって、特定動物を「展示」や「販売」する行為のためのものではないこと、申請時点において使用目的として記載される「展示」や「販売」はあくまでも将来的に企図していることを示すものであり、特定動物を所有する申請者の個人名及び特定飼養施設の所在地を開示することにより、申請者の財産の保護や生命、身体の保護にとって不利益が生じることが想定され、「人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護する」こ

とにつながるとは一概に判断できないため、条例第7条第2号及び第3号の条文に照らし、それぞれ部分開示とした。

また、特定動物の情報を公開することにより、当該動物の競合事業者がその情報を知り得るなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると思われるため、条例第7条第3号の法人情報に該当すると判断し、部分開示とした。

6　審査会の判断

(1)　基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2)　特定動物許可台帳について

人に危害を加えるおそれのある危険な動物である特定動物の飼養については、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）において飼養者がその動物の生態、習性等を十分に理解し、適正かつ厳格な飼養管理を行うことを求められており、逸走した場合や遺棄についての責任の所在の明確化を目的とした許可制度とされている。

本件対象公文書である特定動物許可台帳には、三重県知事の許可を受けた者が飼養又は保管する特定動物の種類ごとに数、目的、特定飼養施設の所在地等の情報が掲載されている。飼養又は保管の目的は「愛玩」「販売」「展示」「試験研究等」で、申請のほとんどはその4項目に該当するが、いずれにも当てはまらない場合は「その他」により申請されている。特定動物の飼養申請では誰が責任をもって飼養又は保管するかが重要であり、申請者が純然たる個人なのか、事業を営む個人なのか、法人組織に所属する個人なのかは問わないため、申請者名だけではその属性は識別できない。

そのため、当審査会では申請者が条例上の個人に当たるのか、法人に当たるのかを識別するため、本件対象公文書の飼養又は保管の目的に記載された「愛玩」「販売」「展示」「その他」を考察して属性を判断することとし検討を進める。

(3)　条例第7条第2号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示

とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であればすべて非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を超えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

そこで、条例は個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(4) 条例第７条第２号（個人情報）本文の該当性について

本件対象公文書において、飼養又は保管の目的が「愛玩」となっている申請者の情報については、ペットとして飼うことを目的としていることから、個人のプライバシーに関する情報と言え、個人に関する情報として整理する。そのため、申請者の氏名及び特定飼養施設の所在地は特定の個人が識別され得ることから個人識別情報であり、本号本文に該当するので非開示が妥当である。

(5) 条例第７条第２号（個人情報）ただし書ロの該当性について

本号ただし書ロは、個人識別情報であっても公益上公にすることが必要であると認められるものについては公開の対象となる旨規定している。この規定は、個人識別情報であっても、人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められるものがあるが、その場合には、公益と一方これを公開されることによる個人のプライバシー侵害による不利益とを比較衡量した結果、なお公益の方が大とされたものを、条例第７条第２号の例外として公開の対象とする旨定めたものである。

審査請求人は特定動物が万が一逸走もしくは人体に接触する等した場合、深刻な被害を及ぼす可能性があると主張している。確かにこの点については可能性を否定はできないが、通常の想定において特定動物が人の生命、身体、健康、財産、生活または環境を侵害する蓋然性は低いと考えられる。また、動物愛護管理法において、特定動物を飼養する場合は個人情報を公開するとは規定されていないことから、人の生命、身体等を保護するために当該個人情報を開示しなければならないとまでは言えない。

以上のことから、本件非開示部分を公開することによる個人の権利利益と比較衡量しても、個人の不利益を上回って開示するまでの公益上の理由は認めがたい。したがって、本件非開示部分はただし書ロに該当しないと判断する。

(6)　条例第７条第３号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、当該法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができると定めたものである。

「競争上の地位その他正当な利益」とは、法人等の公正な競争関係における地位、ノウハウ及び信用等の運営上の地位を広く含むものである。したがって、財産権のほか、

信教の自由、集会・結社・表現の自由など当該法人の有する憲法上の権利等の非財産的権利を含む法律上の権利がすべて含まれると解される。

(7)　条例第７条第３号（法人情報）の該当性について

ア　飼養又は保管の目的が「展示」「販売」の場合

実施機関によると、動物愛護管理法の規定に基づく特定動物許可制度において、特定動物の飼養又は保管をしようとする者が「展示」「販売」の目的で許可申請をするということは、将来的に特定動物を展示・販売するなどの営業活動を視野に入れているとのことである。すなわち、「展示」「販売」の目的により申請した者は申請の時点で営利事業者であることが想定される。

このことを踏まえ、当審査会では本件対象公文書において飼養又は保管の目的が「展示」「販売」となっている申請者が営利事業者かどうかを判別する方法について実施機関に確認したところ、動物愛護管理法に基づく他制度である第一種動物取扱業登録簿（以下「登録簿」と言う。）と照合することで判別が可能とのことであった。この登録簿は、営利目的で動物の展示・販売などを行う事業者の登録一覧表のことで、動物愛護管理法の規定に基づき業として動物の展示・販売などを行う事業者は第一種動物取扱業者の許可を受けなければならないとされており、登録された事業者は登録簿により一般公開が義務付けられている。審査会においてその登録簿と本件対象公文書を照合したところ、許可台帳における「展示」「販売」が目的の申請者は個人名での申請者も含め、全て第一種動物取扱業者登録簿に登録されていた。そのため、本件対象公文書における「展示」「販売」が目的の申請者は、個人名での申請者であっても純然たる個人とはいえず、法人に関する情報として整理する。

実施機関は、法人が特定動物を飼養する情報は経営戦略または内部管理情報であると主張している。しかし、将来的に展示や販売をするというだけでは法人の経営戦略としては漠然とした見通しに過ぎず、経営戦略として認められる期間も長くないと思われることから、内部管理情報としての保護の必要性は高いとはいえない。さらに、将来的に「展示」「販売」を行うということは、当該動物を営利事業に利用するということであるから、公表が予定されている情報として扱うべきである。したがって、公にすることによって法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認められないため、条例第７条第３号の法人情報には該当せず、特定動物許可台帳のうち「申請者名」、「申請事業者名」及び「特定飼養施設の所在地」を非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

イ　飼養又は保管の目的が「その他」の場合

本件非開示部分のうち目的が「その他」については、１種類の動物を申請している１名のみである。この申請者は第一種動物取扱業者であり、また、実施機関の説明では当該動物を直接「展示」や「販売」行為を行う目的ではないが、将来の営利事業を補完する目的で飼養されるとのことであり、法人に関する情報として整理するのが妥当といえる。

そのうえで、本件非開示部分については上記アと同様、内部管理情報としての保護の必要性は高いとはいえないことから、条例第7条第3号の法人情報には該当せず、特定動物許可台帳のうち「申請者名」、「申請事業者名」及び「特定飼養施設の所在地」を非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

7　結論

よって、主文のとおり答申する。

8　審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1審査会の処理経過のとおりである。

別紙１

審　査　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
H31．4．24	・諮問書及び弁明書の受理
R1．5．9	・実施機関に対して、対象公文書の提出依頼
R1．5．30	・実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R2．1．29	・書面審理 ・実施機関の補足説明 ・審議　（令和元年度第 9 回第 2 部会）
R2．2．26	・審議 （令和元年度第 10 回第 2 部会）
R2．3．26	・審議 （令和元年度第 11 回第 2 部会）
R2．5．27	・審議 ・答申　（令和２年度第 1 回第 2 部会）

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職　名	氏　名	役　職　等
会長 （第一部会部会長）	髙橋　秀治	三重大学人文学部教授
※会長職務代理者 （第二部会部会長）	岩﨑　恭彦	三重大学人文学部准教授
委　員	内野　広大	三重大学人文学部准教授
委　員	川本　一子	弁護士
委　員	仲西　磨佑	司法書士
※委　員	片山　眞洋	三重弁護士会推薦弁護士
※委　員	坂口　知子	税理士
※委　員	山崎　美幸	百五総合研究所　主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。